

事 務 連 絡  
令和3年2月4日

学 校 長 様  
事務職員 様

四万十市学校事務支援室  
事務長 篠田 裕次

学校徴収金の滞納に関する対応について  
(お知らせ)

各校においては、四万十市立学校準公金取扱要領に則って学校徴収金等の適正な管理や取り扱いを行っているところですが、集金事務において保護者の滞納への対応で苦慮している事例が見受けられます。

その対応については、就学援助費受給世帯については学校長委任払いで保護者から滞納分を直接徴収することができます。一方、生活保護受給世帯については滞納分を直接徴収する制度はありませんが、福祉事務所の生活保護業務担当者を通じて支払いを指導していただくことができます。

つきましては、別紙の生活保護受給世帯の学校徴収金対応に係る（情報提供）を参考にし、て各校で対応していただくようお願いいたします。

別紙

生活保護受給世帯の学校徴収金対応について（情報提供）

学校事務支援室

生活保護受給世帯に支給される生活保護費には、教育費として一定の基準額が、また学校ごとの教材費調査に回答のあった教材費実費額が、それぞれ含まれています。このため、受給世帯が学校徴収金を支払わず、当該額を別の支払いに充てた場合、不正受給とみなされる事もあり得ます。

この場合、生活保護業務担当者（市ケースワーカー）は、生活保護費を本来の目的で支出する（＝学校徴収金を適期に支払う）ことを指導することができます。

つきましては、学校徴収金を滞納する生活保護受給世帯がある場合は、四万十市福祉事務所生活福祉係の担当者までご連絡のうえ相談いただきますようお願いいたします。

なお、生活保護費は、学校徴収金の滞納があっても、当該滞納分を後に追加給付することができませんので、滞納が長期化し、滞納金額が増えることで、支払いが困難になって来ます。滞納金額が増額になるまでの早い段階で、生活福祉係担当者へ連絡するようお願いいたします。

◎連絡先 四万十市福祉事務所 生活福祉係 TEL 34-1781